

学校いじめの防止等のための基本的な方針

長野市立昭和小学校

目次

一 いじめの防止等の対策のための基本的な方針	1
1 学校のいじめの防止等の対策の目指すもの	1
2 学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめの未然防止	1
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめへの対処	2
(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携	2
3 いじめ問題の理解	2
(1) いじめをとらえる視点	2
(2) いじめの様態	3
(3) いじめの認知	3
(4) いじめの背景と児童の気持ち	4
ア いじめの背景	4
イ いじめの構造	4
ウ いじめる児童の気持ち	4
二 いじめの防止等のための取組み	5
1 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」の位置づけ	5
(1) 構成員	5
(2) 役割	5
2 いじめ防止等の取組	5
(1) いじめの未然防止・早期発見の取組	5
① いじめの未然防止の取組	5
ア 授業づくりの視点から	5
イ 人間関係づくりの視点から	6
ウ 研修の視点から	6
エ 関係機関とのネットワークづくり	7
② いじめの早期発見の取組	7
ア 児童の実態把握の視点から	7
イ 相談窓口の提示の視点から	8
ウ 学校への評価	8
(2) いじめが起きたときの対応	8
ア いじめ対応マニュアルの充実の視点	8
イ 支援・指導のポイント	8
(3) ネット上のいじめへの対応	9
(4) 関係機関と連携した取組	12
(5) 重大事態発生時の対応	12
ア 報告	12
イ 初期対応	12
ウ 事実関係を明確にするための調査を行う	12
エ 調査の実施	13
オ 自殺の背景調査における留意事項	13
カ 調査結果の提供及び報告	13
キ その他の留意事項	14
(6) いじめ防止等の取組の年間計画	14

学校いじめの防止等のための基本的な方針

長野市立昭和小学校

一 いじめの防止等の対策のための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、昭和小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 学校のいじめの防止等の対策の目指すもの

本校学校目標を受け、「子どもたちにとって、行きたくなる学校」「保護者にとって安心して任せられ共に育ちが実感できる学校」を目指し、本「学校いじめの防止等のための基本的な方針」を通じていじめ防止に努め、子どもたち・教師・保護者・地域がつながっていることが実感できる学級、学校づくりをすすめる。

2 学校の「いじめの防止等に関する基本的」な考え方

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。その際、児童理解等、いじめを見抜くための研修を充実させ、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とする。その際「いじめ」という言葉を使わず指導するなど具体的な行為と児童の気持ちを結びつけて柔軟に対応する。

(1) いじめの未然防止（人間関係づくり）

集団の中では、児童同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての児童を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・ 児童に「いじめは絶対許されない」ことの理解を促すとともに、児童の豊かな情操や道徳性を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 児童が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる自律した規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・ いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見（相談・連携）

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、教職員は一人で判断するのではなく、報告・連絡・相談を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処（チーム）

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織（チーム）で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携（共に）

いじめ防止等への対応は、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から児童に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で児童と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

この基本方針における「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。（いじめ防止対策推進法第二条参照）

(2) いじめの様態

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って特定の教員のみによることなく、「いじめ防止等・生徒指導対策委員会」を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた児童の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。また、職員相互の報告、連絡、相談を密にしたり児童の状況等を報告しあう会を定期的にもったりして、全職員で早期発見対応に努める。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・ 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- ・ 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害

行為を行った児童に対し、適切に指導する。

- ・ いじめられた児童といじめた児童の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。
- ・ 「いじめられた子どもも悪い…」とする認識は、いじている児童や周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童の立場を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させてしまうことにつながる。

(4) いじめの背景と児童の気持ち

いじめ問題を理解するために、児童の育ち、児童を取巻く状況を多方面から探り、児童の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながったりする。

ア いじめの背景

- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちににくい。(地域社会)
- ・ 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていないなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちににくい。(家庭)
- ・ 児童相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、児童は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」、「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

- ・ いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる児童は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。
- ・ いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。
- ・ いじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

ウ いじめる児童の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原

因としては、

- ①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする事
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。これらの原因の基となる心的環境を改善すること、そのため物理的な仕組みを構築することが、いじめる児童の心を救い、いじめを防止することになる。（県教委心の支援室発行「いじめ対応充実の手引き①参照」

二 いじめの防止等のための取り組み

1 学校の「いじめ防止等・生徒指導対策委員会」の位置づけ

(1) 構成員

いじめの防止等の対策のため以下のように「いじめ防止等・生徒指導対策委員会」を組織する

- ・（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭
学年主任、学級担任、関係教職員等）

(2) 役割

- 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価を行う。
- 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- 個別相談や相談窓口に寄せられた情報、職員の観察からの情報を集約し、必要に応じて校長、教頭、生徒指導主任は速やかに会を招集し、対応を検討する。
- 情報を集約し、生徒指導主任は記録する。必要に応じて校長、教頭、生徒指導主任は速やかに会を招集し対応を検討する。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整えておく。

2 いじめ防止等の取り組み

(1) いじめの未然防止・早期発見の取り組み

① いじめの未然防止の取り組み

ア 授業づくりの視点から

〈規律ある授業・成就感・達成感のある授業〉

- ・ 三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視しながら、成就感・達成感のある「わかる授業」のあり方を考え、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・ 「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての児童が安心して学習できるようにする。
- ・ 授業研究会を実施し、規律ある授業、「わかる授業」のあり方を研究していく。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の定着

＜道德教育の充実＞

- ・ 毎週指導計画を立案し、実践につなげる。
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、児童に訴える。
- ・ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにする。
- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うようにする。

＜人権教育の視点に立った授業＞

- ・ 人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かかわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。授業研究会も実施する。
- ・ グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、児童が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・ 10月（または11月）にいじめを題材とした授業を実施する。
- ・ 他者の思いに共感する授業、自己有用感や自己肯定感を育む授業、かかわり合いや表現力が高まるようにする。
- ・ 関係機関と連携した「SOS の出し方に関する教育」の推進をする。
- ・ 国際理解教育、ふるさとに学ぶ授業を推進する。

イ 人間関係づくりの視点から

＜互いの違いを認め合う人権月間＞

- ・ 10月（または11月）に「いじめを許さない」という視点から、人権に関する旬間を設ける。その際地域、保護者の授業参観を設け、いじめ防止への意識を高める。

＜互いを受容し、認め合う学級活動＞

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・ 学級合唱、学級レクなど児童が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・ 清掃・給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。

＜共同交流体験活動の充実＞

- ・ 異学年交流や地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

ウ 研修の視点から

- ・ 5月に職員向けに、いじめチェックシートを用いた児童理解の研修を行う。
- ・ 6月に保護者向けに、チェックリストを活用したいじめの早期発見の仕方について、協力を得る。
- ・ 11月に児童・職員・保護者向けに情報モラル研修を行う。

エ 関係機関とのネットワークづくり

- ・ 毎月、相談機関、警察関係機関等との連絡を取り合う。
- ・ 6月と1月に「学区安全対策会議」を設けPTAや関係機関との研修並びに連絡会を行う。

② いじめの早期発見の取り組み

ア 児童の実態把握の視点から

＜職員連絡会＞

- ・ 毎週水曜日を中心に職員連絡会を設け、児童の状況について報告、対応を行う。

＜アンケート調査の活用＞

6月、9月、12月、3月に、あるいは状況に応じて「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、児童と相談を行ったりする。

＜定期的な教育相談＞

- ・ 6月・11月・2月に相談週間を設け、担任、または担任以外の教職員と相談の時間を設定する。
- ・ 相談カードを用いて、時間と相談したい教員を児童が決め、担任や相談係に提出し、時間と場所を決めて相談するような工夫をする。カードへの記述を通して、相談に応じる場合もある。
- ・ 4月の玄関先家庭訪問、7月・12月（希望者）の保護者懇談の際には、保護者、児童から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようにする。

＜しなのきアンケートの活用＞

- ・ 1・2学期にしなのきアンケートの結果の分析と支援の方向を検討しながら、児童一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい児童との面談に生かす。

＜日常的な把握＞

スクリーニングによる学年会やチームでの実態把握

＜日々のコミュニケーション＞

- ・ 何気ない日常における雑談、日記や生活記録を通して、児童の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。
- ・ 保健室や校長室、相談室の対話の中で、児童が心のうちを語る場合もある。その際は、児童の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする（傾聴）。
- ・ 日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握をする。

＜児童の観察＞

- ・ 教師が児童とともに過ごす時間を確保し、児童の表情を観察したり、声がけをし

たりする。

- ・ 授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがもちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがある。授業中の児童の様子を丁寧に観察する。

＜保護者との連携＞

- ・ 校内相談窓口を設け児童や保護者に周知する。
- ・ 児童について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう、通信を通して呼びかける。

＜職員間の連絡＞

- ・ からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのため毎週水曜日を中心に職員連絡会を設け、児童の状況を報告し合う。
- ・ 職員会・学年会ごとに、児童に関わる情報を共有し、児童理解に努める。

イ 相談窓口の提示の視点から

＜相談機関の掲示＞

- ・ 年度当初、児童、保護者向けに、相談機関を一覧にした通信を発行する。
- ・ 相談機関一覧を各教室に掲示する。

ウ 学校への評価

- ・ 学校評価アンケートの中で、学校への意見・要望を集約する。
- ・ 6月、2月に学校評議員会を実施し、いじめ防止、発見、対応について評価していただくとともに、児童の様子に関する感想、意見を集約する。

(2) いじめが起きたときの対応

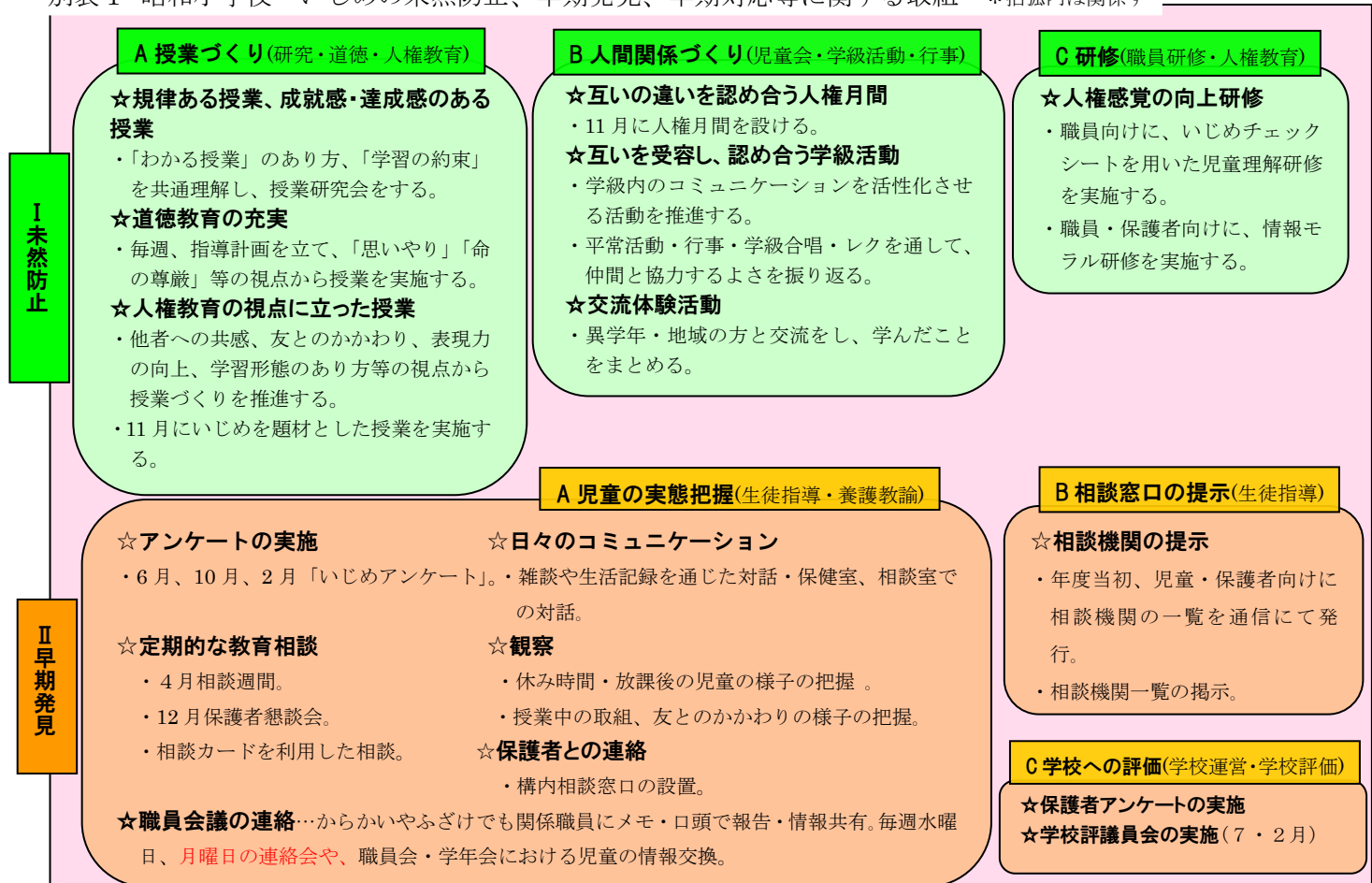
ア いじめ対応マニュアルの充実の視点 別表1（次項参照）

イ 支援・指導のポイント

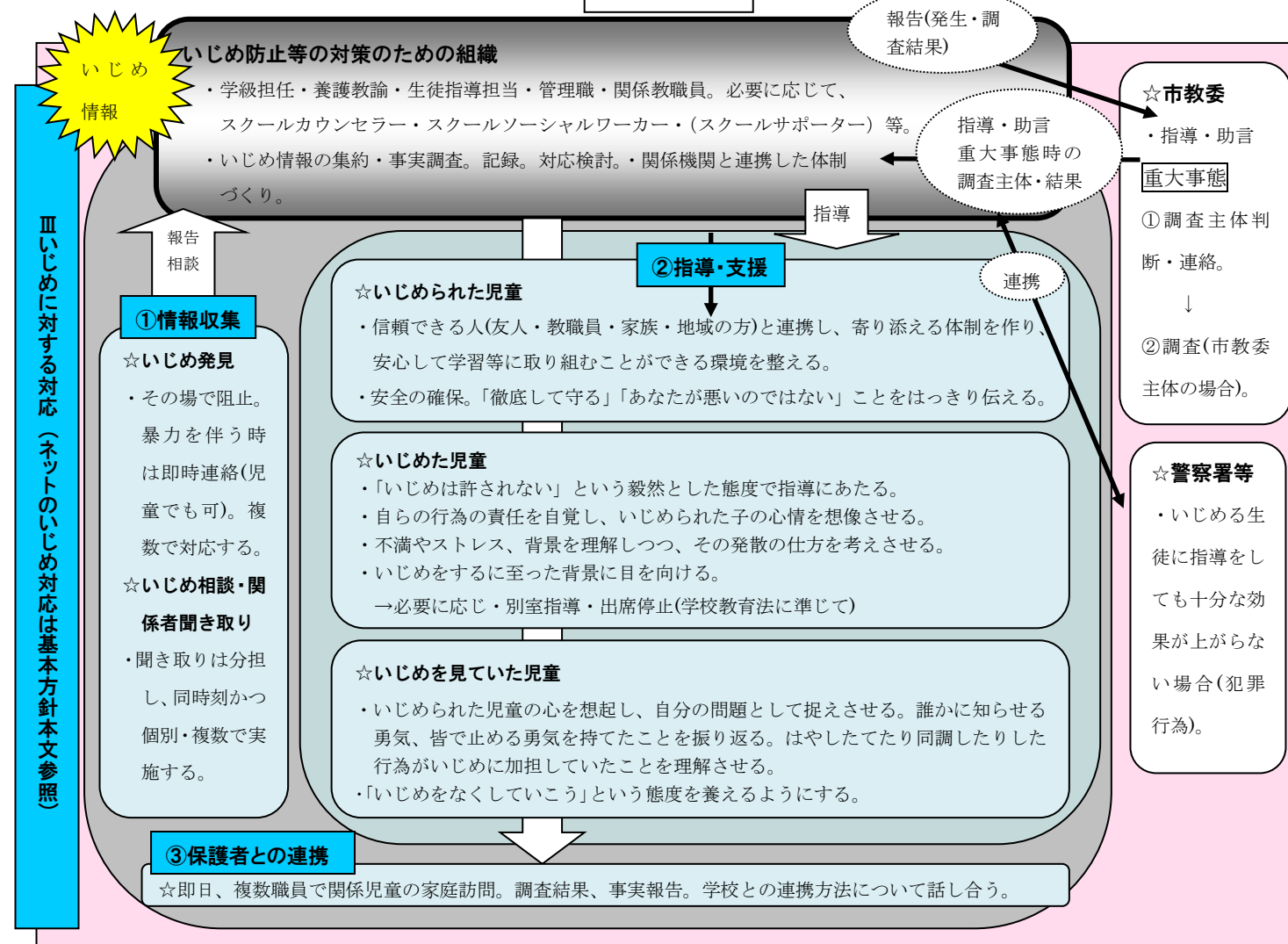
＜いじめの発見・通報を受けたときの対応＞

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめ防止等・生徒指導対策委員会」に報告する。
- ・ いじめを目撃したら、その場で阻止する。暴力を伴う時は、即時他の教職員に連絡する。教師が暴力行為などを阻止している場合、他の教職員への連絡は児童に頼む場合もある。
- ・ 関係職員を含む「いじめ防止等・生徒指導対策委員会」の職員が、分担して速やかに関係児童から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 聴き取りはできるかぎり、同時刻かつ個別に実施する。

別表1 昭和小学校 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組 *括弧内は関係す



計画・評価



III いじめに対する対応(ネットのいじめ対応は基本方針本文参照)

＜いじめられた児童へ支援＞

- ・ 信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。また、法律、医療、心理、福祉等の専門家と連携し、安心して学習等に取り組むことができる環境づくりをする。
- ・ はじまりはお互いの人間関係の中でのトラブル（いざこざ）であっても、そこからいじめに発展した場合は被害側を100%守る姿勢が必要。

＜いじめた児童へ＞

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた児童の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- ・ 不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせ、再びいじめに向かうことのないよう指導する。
- ・ いじめた児童の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

＜いじめを見ていた児童へ＞

- ・ いじめを見ていた、知っていた児童には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたり、同調したりしていた児童には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

＜保護者との連携＞

- ・ いじめが発見された場合は、即日複数教員で関係児童の家庭訪問または学校で、調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。
- ・ 日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めるとともに、保護者自身も困ったときに子育てに関する専門機関に相談するよう促す。
- ・ 子どもとともに過ごす時間の確保、子ども理解、子どもの変化やSOSに気付くよう努めるよう助言する。
- ・ 基本的な生活習慣の確立、情報機器の使用のルールを子どもとともに考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める
- ・ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、学校とコミュニケーションをとるようはたらきかける。

(3) ネット上のいじめへの対応

児童の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・ 未然防止の観点から児童に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対してパンフレットを発出したり、講演会を行ったりして啓発をする。児童間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

ネット上のいじめへの対応

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。



ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

- ・ 相談などにより発見された場合は、児童等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う。

【ネット上のいじめへの対応手順】

《「ネット上のいじめ」の発見／児童、保護者等からの相談》

学校では児童の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、児童や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《対応チームの編成》

学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

《事実確認と実態把握》

○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。

① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の生徒の認知状況

◇書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

《対応協議》

- 被害生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本
- 外部との連携検討（教育委員会・警察・SC等）

《教育委員会への報告》 《外部機関との連携》

被害児童、保護者への対応
きめ細かなケア、守り通す

加害児童の
特定

《削除以来の必要性の検討》
○依頼は被害生徒がするのが原則
※学校や教委からもできる場合あり

加害児童、保護者への対応
○投稿を削除させる
○人権と犯罪の両面からの指導

削除の確認

《継続的支援》
○心のケアと関係修復

《全校生徒への対応》
○全校集会・学年集会・学級指導
○再発防止の観点重視

《削除依頼と削除の確認》

(1) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。
「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認、削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター
(<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」
0120-007-110
- 教学指導課心の支援室
026-235-7436
- 長野市教育委員会 学校教育課
026-224-5081

(4) 関係機関と連携した取り組み

- ・「学区安全対策会議」を開催し、学校の取組みを関係者に共通理解できるようにする機会を設ける。
- ・警察と学校と日常的な連携のための教頭を窓口として情報の交換をする。
- ・地域の行事や活動に児童が積極的に参加するようにし、地域、保護者も状況を観察したり情報を交換したりできるようにする。

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品などに重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※ その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野市教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・速やかに「いじめ防止等・生徒指導対策委員会」を立ち上げる。関係児童、保護者へ迅速に連絡する。
- ・関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

長野市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

〈調査委員会の設置〉

当該重大事態に応じて、学校は長野市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

＜組織の構成＞

「いじめ防止等・生徒指導対策委員会」の構成員

(校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、学年主任、学級担任、関係教職員等)

必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者（スクールサポーター、保健師、学校評議員、主任児童委員、民生児童委員、弁護士、医師等）を拡充する。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

＜いじめられた児童からの聴き取り＞

- ・ いじめられた児童を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた児童の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

＜いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合＞

- ・ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）（文科省）、「児童の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

＜いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供＞

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた児童及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

＜調査結果の報告＞

調査結果については、長野市教育委員会に報告する。

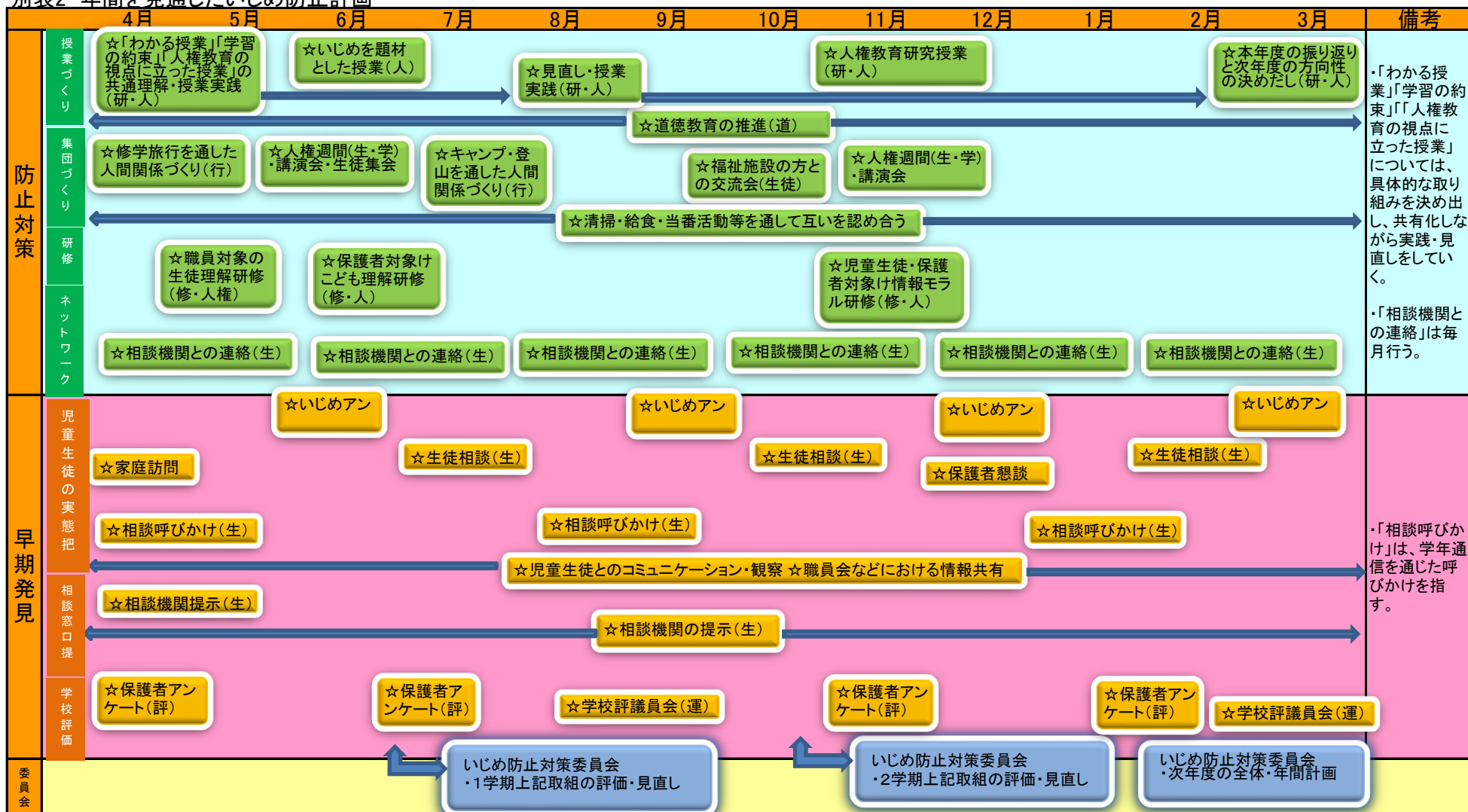
いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(6) いじめ防止等の取組の年間計画 別表 2

別表2 年間を見通したいじめ防止計画



*「研」は「研究係」「人」は「人権教育係」「学」は「学級活動」「児童」は「児童会係」「修」は「研修係」「道」は「道徳係」「生」は「生徒指導係」「運」は「学校運営委員会」「評」は「学校評価係」